

第100回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年8月30日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 8月30日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 59号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
第 60号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
第 61号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算予算（第2号）
第 62号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
第 63号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
第 64号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
第 65号議案 令和3年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 66号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 67号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 第 68号議案 宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定について
- 日程第 5 第 69号議案 宍粟市千種市民協働センター条例の制定について
- 日程第 6 第 70号議案 公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定について
- 日程第 7 第 71号議案 宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
- 日程第 8 第 72号議案 宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正について

- 日程第 9 第 73号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 第 74号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第 75号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の規約の一部変更について
- 日程第 10 第 76号議案 宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 11 第 77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 78号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 79号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 80号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 81号議案 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 82号議案 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 85号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 13 請願第 2号 「日本政府に核兵器禁止条例の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2	会期の決定	
日程第 3	第 59号議案	令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 60号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 61号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算予算（第2号）
	第 62号議案	令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	第 63号議案	令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 64号議案	令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第 65号議案	令和3年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 66号議案	令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 67号議案	令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	第 68号議案	宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定について
日程第 5	第 69号議案	宍粟市千種市民協働センター条例の制定について
日程第 6	第 70号議案	公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定について
日程第 7	第 71号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
日程第 8	第 72号議案	宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正について
日程第 9	第 73号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
	第 74号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
	第 75号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の規約の一部変更について
日程第 10	第 76号議案	宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 11	第 77号議案	令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 78号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 79号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 80号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 81号議案 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 82号議案 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 85号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第13 請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条例の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願

応 招 議 員 (16名)

出 席 議 員 (16名)

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 前 田 佳 重 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 山 下 由 美 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 田 中 一 郎 議員	12 番 林 克 治 議員
13 番 宮 元 裕 祐 議員	14 番 今 井 和 夫 議員
15 番 大久保 陽 一 議員	16 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	小谷 慎一 君	書記	大谷 哲也 君
書記	小椋 沙織 君	書記	中瀬 裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元 晶三 君	副市長	富田 健次 君
教育長	中田 直人 君	市長公室長	水口 浩也 君
総務部長	前田 正人 君	市民生活部長	森本 和人 君
健康福祉部長	津村 裕二 君	産業部長	樽本 勝弘 君
建設部長	太中 豊和 君	一宮市民局長	上長 正典 君
波賀市民局長	坂口 知巳 君	千種市民局長	福山 敏彦 君
会計管理者	前川 満 君	総合病院副院長兼事務部長	菅原 誠 君
教育委員会教育部長	大谷 奈雅子 君	農業委員会事務局長	田路 仁 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。第100回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

さて、いまだに新型コロナウイルス感染症の流行に収束の兆しが見えない中で、兵庫県下にも8月20日に4度目の緊急事態宣言が発令されました。市民の皆様はもとより、特に飲食業に関わられている皆様におかれましては大変な御苦勞をおかけしておることと思います。そんな中ではありますが、当市では、ワクチン接種において65歳以上の高齢者の皆様に続き、64歳以下の方への接種が始まり、また妊産婦とそのパートナーへの優先接種も行われることになりました。10月中には希望する方への接種を完了したいと頑張っていたいております。

宍粟市医師会並びに関係者の方々には大変御協力、御努力をいただいておりますこと感謝申し上げます。それとともに、市民の皆様一人一人にうつらない、うつさないよう心がけ、感染予防に御協力いただきますよう、心からお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただきありがとうございます。このような状況下ではありますが、議会としての職務を遂行し、市民の皆様の負託に答えていかななくてはなりません。

今定例会は、令和2年度決算審査を含んでおり、本日より10月4日までの36日間の長い会期となっております。緊急事態宣言下で感染症防止対策に注意を払いながらの議事進行となりますが、議員各位、市長はじめ当局の皆様にはその旨御理解の上、格段の御協力をよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

市長、挨拶をお願いいたします。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日第100回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。日頃の御精励に対しましても深く敬意を表する次第であります。

市民の皆様や事業者の皆様におかれましては、秋雨前線の停滞による、いわゆる歴史的な大雨と急激な新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、8月は心がなかなか休まらない日々が続き、これまでに類のないような大変な1か月をお過ごしになられたことと思います。

宍粟市では8月12日から19日までの8日間で404ミリの記録的な降水量でありま

して、これは例年の8月平均値の2倍を超える大雨でありました。市内におきましても道路、河川、農地、山地等の災害も発生をしておるところであります。現在復旧に向けて迅速に取り組んでおるところでありますので、なお一層そのことに注力をささげていきたいと、このように思っています。

いよいよ明後日から9月に入り本格的な台風シーズンを迎え心配するところではありますが、台風被害等々がなく、穏やかに秋が過ごせるようにと願っておるところであります。

先ほどもありましたとおり、9月12日までの兵庫県を含む緊急事態宣言は21都道府県まで拡大をされました。まん延防止等重点措置は12県に発令されておりますが、宍粟市では7月以降のいわゆる第5波におきまして50名を上回る感染を確認しておるところであります。その中の年代別に見ますと、発生割合としましては若い世代が高く、30歳代以下が半数以上を占めておりまして、感染経路は特に家庭内感染、あるいは友人との宅飲みなどが多くなっておる状況であります。新型コロナウイルス感染の猛威は衰えず、いまなお予断を許さない状況が続いておりまして、常に緊張感をもって事に当たりたいと、このように考えております。

また、本日8月30日より学校における、特に中学校においての部活動は本日から9月12日まで中止としていただきました。また、体育館を含む学校施設のいわゆる貸出しにつきましても中止と決定をしたところであります。なおまた、9月12日に予定をされておりました中学校の体育祭につきましても延期と、こういう状況であります。また、各スポーツ少年団体等におきましても、活動の自粛を要請をしたところでもあります。

先ほどもありましたが、宍粟市のワクチン接種の状況ではありますが、64歳以下の接種希望者の集団接種が7月15日から優先接種対象者、基礎疾患を有する方を対象に、また、9月2日からは一般接種対象者を予定をしております。特に妊婦の方もいろいろと御心配なされているようでありまして、パートナーの方を含めて早期接種を希望される場合には、既に予約変更等により優先して接種を行っております。ここ近日の優先接種の中で妊婦の方もお越しいただいておるところであります。

また、中学1年生から高校1年生につきましては、1回目を10月9日から実施をすることとしております。小学6年生につきましては、9月中・下旬に意向調査を行って、詳細がまとまり次第各自にお知らせをすることとしております。

このような計画をもって、接種希望者の集団接種を10月末の完了を目指しておるところであります。これまでもこれからもありますが、宍粟市医師会の先生方、

総合病院の先生方、あるいは医療従事者の関係の皆さん、またそれぞれ関係の皆さんの御尽力等々、お世話になるところであります。改めてそれぞれの関係の皆さんに心より感謝を申し上げたいと、このように思います。

極めて厳しい状況下ではありますが、より一層の感染対策の徹底を強く強く呼びかけてまいりたいと、このように思っております。

今定例議会におきましては、民間のノウハウを活用した本市の営業活動や子どもの貧困対策等の活動を支援するための補正予算などを含めた令和3年度一般会計補正予算、宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定、過疎地域持続的発展計画の策定等々27議案を上程させていただきます。

慎重に御審議を賜り、原案に御賛同くださいますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

長期にわたりますが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） ただいまから第100回宍粟市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、兵庫県市議会議長会において副議長として在職されておりました林 克治議員が表彰を受けられましたので、御報告いたします。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条第1項の規定により宍粟メイプル株式会社、播磨いちのみや株式会社、有限会社伊沢の里、公益財団法人しそく森林王国観光協会、公益財団法人宍粟市文化振興財団の事業者5者の令和2年度決算書及び令和3年度事業計画書はそれぞれ市長から提出されておりますので、御高欄願います。

報告5、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告 6、本日市長から議案 27 件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田吉則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 89 条の規定により、議長より指名いたします。

3 番、神吉正男議員、4 番、浅田雅昭議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（飯田吉則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 10 月 4 日までの 36 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から 10 月 4 日までの 36 日間に決定いたしました。

日程第 3 第 59 号議案～第 67 号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第 3、第 59 号議案、令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）から、第 67 号議案、令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 9 議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第 59 号議案から第 67 号議案までの補正予算 9 議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、例年、9 月補正で対応しています人事異動に伴う人件費の整理や前年度国県支出金の精算、また、前年度決算剰余金の活用による市債の繰上償還金の計上といったことに加え、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」にある「ヒューマン」や「デジタル」に関連する予算の計上も行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、第 59 号議案、令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）ですが、歳入歳出にそれぞれ 7 億 1,672 万 4,000 円を追加し、補正後の総額を 243 億 6,645 万 4,000 円とするものであります。

歳出における主立った内容としまして、総務費では、関係人口の増加を目的とし

た企業等へのPRといった、いわゆる営業活動を民間のノウハウを活用して行うための事業費を新たに計上しています。この事業につきましては、会計年度を越え、令和4年度までの事業期間とするため、債務負担行為を計上しております。

また、森林大学校の学生に貸出ししている空き家を活用したシェアハウスについて、次年度に向けて部屋数の不足が見込まれるため、新たに1棟を整備する工事費を追加しております。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な分野でデジタル化の遅れが課題となっていることなどから、国においてはデジタル社会の形成を強く推進していくこととしており、本市における今後のデジタル社会の推進に関する施策の財源を確保するため、新たにデジタル社会推進基金を設置し、普通交付税の一部を原資として、基金積立金を計上しております。

民生費では、今年度の執行見込みから高齢者等住宅改造費助成金などの増額を行うほか、子どもの貧困対策あるいは子ども同士や地域とのつながりを深めるための活動を支援する子どもの居場所づくり事業補助金を新たに計上しております。

衛生費では、地方創生臨時交付金の活用により市民への消毒ジェルの配布に要する経費の追加や、新型コロナワクチン接種事業に係る経費の増額を行うほか、火葬場「あじさい苑」の空調設備に不具合が生じたことによる整備工事費を計上しております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中止したイベント事業費の減額を行うほか、ちくさ高原スキー場の人工降雪機整備に係る工事費の増額を行っています。

教育費では、頂いた寄附の活用による図書購入費を追加、災害復旧費では、今年度7月の豪雨により発生した災害に係る復旧費を計上、また、公債費では、将来の財政負担軽減のため、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還を実施するための予算措置を講じております。

次に、歳入については、歳出に関連する国県支出金や市債などの特定財源を計上している以外に、主なものとして、市税では、市民税で想定していた新型コロナウイルス感染症の減額影響が想定ほど大きくならなかったことによる増額の補正を行うほか、固定資産税では、新型コロナウイルス感染症により事業収入が減少した中小事業者等への軽減措置を反映しております。軽減分については、その全額が国から減収補填特別交付金として交付されるため、軽減額と同額を特別交付金に計上しております。

普通交付税については、交付決定額が当初予算額を上回ったため、増額の補正を

行っております。

寄附金では、歳出で御説明しました図書購入に関連する寄附金のほか、道路改良事業指定寄附金を計上しております。

繰入金では、当初予算で市民税の減収見込みに伴い計上していましたが財政調整基金繰入金につきまして、市民税の増額補正に加え、普通交付税決定額が当初予算額を上回ったことから、基金繰入金の全額を減額しています。

繰越金は、令和2年度決算における、歳入歳出差引額から繰越明許等の財源を控除した実質収支額に基づき、その一部を計上しており、諸収入では、国県支出金の過年度精算金などを計上、市債では、臨時財政対策債について、普通交付税決定とあわせ発行可能額が確定するので確定額となるよう補正を行っています。

また、債務負担行為につきましては、歳出で説明しました営業部設置業務に加え、総合的な仕事の相談窓口「わくわくステーション」の業務や病児・病後児保育業務を追加するほか、統合が進められている伊水小学校・都多小学校の統合小学校改修工事に係る設計監理業務を追加計上しております。

次に、第60号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、前年度繰越金を財源として普通交付金等精算返還金を計上しています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,939万5,000円を追加し、補正後の総額を47億1,376万5,000円とするものであります。

次に、第61号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、発熱者臨時診療所のPCR検査委託料の増額を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ951万4,000円を追加し、補正後の総額を、2億5,501万4,000円とするものであります。

次に、第62号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、前年度決算剰余金が生じたことに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,152万3,000円を追加し、補正後の総額を、5億8,698万4,000円とするものであります。

次に、第63号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、前年度繰越金を財源として介護給付費負担金等の精算返還金を追加することとしております。なお残る前年度繰越金

については、基金へ積み立てることとしています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ8,866万6,000円を追加し、補正後の総額を、51億2,984万6,000円とするものであります。

次に、第64号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、看護師の新規採用等に伴う職員人件費の整理を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ369万3,000円を追加し、補正後の総額を7,057万3,000円とするものであります。

次に、第65号議案、令和3年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行っているほか、国の繰出基準の改正による一般会計からの高料金対策補助金の精査を行っております。

支出補正額は、134万2,000円の増額とし、補正後の支出総額を21億6,882万4,000円としております。

次に、第66号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行っているほか、国の繰出基準の改正などによる一般会計からの補助金、出資金の精査を行っております。

支出補正額は、92万5,000円の増額とし、補正後の支出総額を36億9,610万2,000円としております。

次に、第67号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行っているほか、新型コロナウイルス感染症対策に伴うトリアージ業務委託料を追加しています。

支出補正額は、906万円の増額とし、補正後の支出総額を46億8,700万5,000円としております。

以上、補正予算9議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

議員各位におかれましては、それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） おはようございます。10番、大畑でございます。

ただいま市長から御提案ございました議案に対しまして、第59号議案、宍粟市一般会計補正予算（第4号）について、その中の1点だけ質疑をさせていただこうと

思います。

営業部設置業務委託に関してでございます。これについては、議会はまだ説明を受けておりませんので、十分な中身は分かりませんが、今私が事前に頂いた資料の中で論点かなと思うところ4点ほど事前に通告させていただいておりますので、御質問をさせてもらおうと思います。

執行部から頂いたこの資料で、宍粟市の営業部の概要という図を頂いておりますが、これは宍粟市の業務、これを民間に委託をして、民間企業に宍粟市営業部を設置するというふうになぜ最初になつてございます。市長の権限に属する事務の分掌ですね、仕事をこのように民間に営業部を設置して委託をしていくということでもありますから、自治法上の何らの規定が必要なんじゃないかなというふうに感じましたので、そのあたり、まず法的な整備が必要なのかどうかというあたりを1点お伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目は、本来、昨年でしたか、部の改編の提案がなされまして、この4月から新しく市長公室が誕生したりして、新しい体制でスタートされておりますが、本来的にはこの重点施策、これを市長の身近な部署を設置することによって業務を推進するという説明を当時受けておりました。ですから、私、この営業部設置業務というのは、その市長公室が中心になつて行われるものというふうに理解をしておりましたけども、なぜ民間企業にこの業務を委託する必要があるのかどうか、そのあたり。生じたのか、最初からそういうふうに決めておられたのか分かりませんが、その理由をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、3点目ですが、この営業部、この概要図からいいますと、宍粟市の資源、つまりは森林セラピーですとか、宍粟50名山ですとか、いろいろ宍粟市の豊かな資源を、それを民間企業、あるいはフリーランスという、そういうところにこの資源を売り込む、その仕事を宍粟市の営業部が担うというふうなスキームになっておりますけども、そして、この売り込み先の企業とマッチングをすることで地域の活性化を図ることが全体の目標として書かれておりますが、具体的にそれをどう実現、達成させていくんかということについて、少し分かりにくいので、確かに企業に一定のお金を出して仕事をしてくれと言ったら、成果物が出てきます。でも、それはアウトプットの話でありまして、成果というのはどういうものが成果として求められているのかというのは、これでは分かりません。ですから、どういうことを実現、達成をさせたいのか、何を成果として考えておられるのか、そのあたりの全体的な構想をお示しをいただきたいというふうに思います。

そして、4点目でございますが、この令和3年度の補正で債務負担行為、来年度に送る分も含めて1,500万円という金額を補正として計上されておりますけども、全体構想の中でこの1,500万円を目標とする成果、これは何を考えておられるのか、もっと少なくてもできるのではないかと、もっと多くの金が必要なんじゃないかと、いろんな議論があると思っておりますが、なぜ1,500万円なのか、そして、その1,500万円で何を成果として求められているのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

最初の質疑はこれで終わります。お願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 大畑議員の一般会計補正予算の宍粟市営業部設置業務に関する御質疑に少し具体的なところもございますので、私のほうから御答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

1点目の宍粟市営業部の設置に関する条例の定めという点と、2点目のなぜ民間企業に市営業部を委託設置するのかという御質疑につきまして、一括でまとめてお答えをさせていただきます。

まず、宍粟市営業部の業務は、一つ目にサテライトオフィスやワーケーション等を希望する企業等への営業活動、二つ目に、アウトドア・アクティビティ等の体験を組み合わせたプログラムを開発し、研修事業等を誘致する営業活動、三つ目に、企業版ふるさと納税の営業活動、四つ目は、宍粟市を効果的に営業するために、PR動画等営業ツールの作成、こういったところを取り組みたいと考えておるところでございます。これらを委託することで民間のノウハウである営業力あるいはスピード感をもって、市の活性化につなげていきたいと考えておるところでございます。

事業名として「営業部」という展開を図るものでございまして、新たに組織としての「部」を設けるという位置づけではなく、先ほどの四つの業務等を委託していきたいと考えておるものでございまして、地方自治法による条例設置を必要とする内容ではないということで御理解いただきたいと思います。

3点目に頂きました市と企業のマッチングにより地域活性化を図る事業の達成目標、そして具体的な指標ということでございますが、サテライトオフィスの点で少し説明させていただきますと、コロナ禍における社会情勢において、都会の「密」から地方の「疎」に注目が集まっており、緑豊かな宍粟市にとっては大きなチャンスということで考えております。こうした時代の流れに乗り遅れることなく、いち早く実行していくために、民間の営業力、民間の目線というものを活用させていた

だき、宍粟市内でサテライトオフィスやワーケーション等の効果的な適地を選考し、企業等のニーズを確認、また、アウトドア・アクティビティの活用も含めながら誘致につなげ、宍粟市の魅力をさらに高めていきたいということで、そういう結果、地域の活性化を図っていきたくて考えておるところでございます。

4点目の2か年の予算1,500万円の成果目標についてですが。本市の地域資源である森林セラピーやカヌーなどを組み合わせた体験プログラムをPRし、さらに企業の福利厚生にも対応するような研修事業の誘致件数などを目標として考えておるところでございますが、成果目標については最終の内容等を精査しておるところでございますので、そういった状況ということで御説明のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑議員。

○10番（大畑利明君） まず自治法との関係性は必要ないということでございますが、営業活動を委託をする範囲について、今何点か範囲をおっしゃいましたけど、それはどこにも定めてないと。最低でも要綱とか何かそういうもので、この業務の範囲について民間に営業部を設置してもらおうんだというような規定がないと、全く分からないですね。はっきりしませんし、成果が得られたのかどうかということも見えてきませんので、そこは明確にする必要があると思っておりますので、もう一度その点をお答えをいただきたいと思っております。

それと、これ市長にお伺いしたいんですけども、今、いろんな営業活動について民間に委託するんだというお話でしたが、この間全く議会に説明がなかったのですね、ちょっとそのあたりの議会とのコンセンサスが図られていないんですよ。いきなりこういうふうに出てきてますから、ちょっと政策決定上、問題があるんじゃないかと、私いつも思うんですけども、もう少し常任委員会等で議論を議員と積み重ねた上で、こういうものを制度設計していただきたかったなというふうに思うわけですけども、そこで言いたいのは、営業活動を議会の意見としては、本来、そういうノウハウをしっかりと市長公室というのか、市長の側近のところでは営業マンを確保して、そこが活躍していく必要があるんじゃないかというのが、この間の議会の議論だったというふうに、一般質問で投げかけたのもそういう話だったかなというふうに思うんですが、民間企業にそれを投げるといような、そういうような方向性じゃなかったというふうに思うんですが、そのあたりもう一度市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、ちょっと事務的なことになるんですが、この森林セラピーとか50名山とか、日本酒、甘酒、宍粟牛のPRとか、こういう営業活動というのは、森林王国観光協会でありますとか、それぞれの部署が本来行うべき業務ですね、それぞれ事務分掌的にしてあるわけですが、それをここに、営業部にもっていくというふうになれば、そこの関係性はどうなるんでしょうか。そちらでも仕事をし、こちらでもこういうふうの特化してやるというふうには、お金をいっぱい使い込んでやっぺいこうということなのか、この1,500万円に集中してやるということなのか、そこが全く見えてこないんで、そこがちょっと分かりにくいというふうに思います。

それから、もう1点すみません。もう一つは、成果目標、最終的なアウトカムのところははっきり今のところ示されておられません。そういう中で、地域活性化につなげるとか、そんなことをおっしゃっているんですが、今そういうお金の使い方というのはもう時代遅れです。はっきり成果目標を示してお金をこれだけ使うというふうに提案するのが、今の時代でございますから、ちょっと僕は不十分だというふうに思います。

それで、私が成果目標として掲げていただくのは、先ほど市長にお尋ねしたように、本来行政マンにそういう民間の企業のノウハウを身に付ける、そういう職員をつくっていくということがこの事業の成果目標にならなければいけないんじゃないでしょうか。民間に仕事をしてもらって何かマッチングができる、言葉悪いですけど、仕事を全部民間に丸投げをしているような印象を受けてしまうんですよ。ではなくて、この活動を通じて職員がしっかり営業マンとしての資質を身に付けていく、そういうことが今後の宍粟市にとって大きな地域活性化の役割を果たしていく、行政マンとして成長していくというようなこと、そういうことがこの投資効果でなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、お金さえ払えば企業はやりますよ、何でも。だから、そういうところに何かお金をどんどんどんどん流し込んでいっているような気がして、宍粟市の職員の育成であったり、そのことが行く行くは地域住民の幸せにつながっていくというような、住民の福祉につながるというような、そういうモデルをひとつ考えていただきたいと思うんですが、そうならないような気がいたしますが、いかがでしょうか。ちょっと長くなりましたけど、2回目お願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうからは、2点目だったか、3点目だったか、そういうことで御答弁申し上げたいと思います。

まず、政策会議を含めて、私が承知しておるので、もし違っておったらお許しいただきたいと思うんですが、一定委員会のほうにも少しこんな考え方はいろいろ提案をなされたというふうに聞いております。

その中で、決してそれは完成形ではないと。当然施策的な話で政策決定をしまして、方向としてはその方向で行きましょうということでしたんで、それが全体に広がってないということについては大変申し訳ないと。今後、逐一、もう少し整理もせないかん部分もありますので、これについては十分議会のほうにも提案しながら、また今回の予算と絡めて、そういったことについても御議論いただけたらと思います。もし十分な情報が出てないということであれば、お許しいただきたいと、このように思っています。

これは、今、大畑議員がおっしゃったように、時代的に一定の成果はこういう成果を求めて民間へと、こういうこと。それからもう一つは、職員が観光とか、そういったところへどんどん出かけて、それを勉強してと、こういうことではありますが、職員のスキルを高める、これはもうそのとおりだと思うんですが、私は、職員も一定の限界があるんじゃないかなと。いかにそこから飛び出して行って、民間の皆さんと協働でその力やスピード感やいろんなこと、それから世の中の情勢分析も入れながら、また同時に宍粟市の状況もしっかりつぶさに見ていただきながら、あるべき姿を一緒になって構築しながら、即効性のあるものをつくっていくと。こういう意味では、今回委託という方法をとらせていただいたと。

従来我々が委託事業でやると、一定の金額をもってこういう成果をもってこうやと。こういう形で民間へ委託するわけではありますが、そういうことも非常に重要な部分があるわけでもあります。当然税金を使ってでありますから。そういう概念と、今回のような概念は少し、これまでも議会からいろいろ御質問もいただいております、宍粟市の有効な資源をいかにスピード感をもって時代に反映しながら、また民間のノウハウを活用しながら宍粟市をPRするかと。そういう御意見もいただいて、今回こういうふうな提案に至ったということでもありますので、少しそのあたりは冒頭申し上げたとおり、これからの議論の中で、また議会の中でもいろいろ御意見をいただきたいと、このように考えています。

ただ、今後もう少し整理する中で、一定のこういうところまでお願いしたいということをしちつとしないと、税の投入もありますので、そういったことも含めてまた今後提案をする中で御議論させていただけたらありがたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

終わりになりますが、基本的にはやっぱり職員の皆さんもいろんな分野でいろんなところで頑張ってくれております。当然組織を改編しまして、市長公室の中で全庁的に大きな視野で見ながら、個々の施策との展開を調整していくという、こういうことではありますが、今回このことについてはどうしても職員全体では限界があるので、一旦外の意見をスピードをもったことも含めながら、調整しながら宍粟市のさらなる元気をつくっていききたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。答えになるかどうか分かりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 水口室長。

○市長公室長（水口浩也君） 私のほうからは冒頭ありました要綱といいますか、委託業務等々の決め方というようなところでございます。

この事業につきましては、委託事業という形で冒頭説明させていただきましたような事業を展開していただきたいというように考えておりますが、これにつきましては、一定仕様書という形で業者からも提案をいただくような形で整理を進めておりますので、要綱という形での業務ではなく、委託の中でこのような業務をしてほしいという形で考えておるところでございます。

また、森林セラピー等々の部分でございますが、森林セラピー等につきましては、観光協会のほうで実施していただいておりますが、これは現場のほうで対応いただくといいますか、森林セラピーのガイドとか、現地でのセラピーそのものをしていただいておりますが、そういったところに結びつける売り込みというところが少し十分できておりません。こちらについては市のほうで対応すべきところだったんですが、なかなかそういったところの踏み込み方ができておりません。そういったところについて、しっかりと民間さんの営業というように形で各企業さんへのマッチングを図っていただきたいと。そういうところを狙いとしておるところでございますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑議員。

○10番（大畑利明君） 最後にいたします。あと常任委員会のほうでしっかり御議論いただきたいということをお願いしたいと思うんですが、先ほどから言われているように、一つは、市の職員もたくさんの業務を抱えておられて大変だということで、そこは市長言われたように、その分は集積をするということのようございませぬけども、私が心配するのは二重投資にならないようにしてほしいということなん

です。ですから、一方で観光協会にもお金を出してこれをやり、もう一方で、宍粟市営業部にもお金を出してやるというようなことは避けていただきたいということをお願いしたいと思います。それが1点です。そういうようなこともまた常任委員会の中でしっかり詳細審査をいただきたいというふうに思います。

それから、PR、PRとおっしゃるんですけども、そのPRして、その先が見えないんですよ。そこをどう考えておられるのかが見えないんです。PRして、どうなっていくのかですね。それが宍粟市にとってどういう成果をもたらすのかということまでしっかりと設計して、お金を使うというのが今の時代ですよということを申し上げているので、全てインプットしますという話だけなんです、お金の使い方がね。だから、インプットしたらアウトプットが出ますよ。でもそこで終わったら駄目だという時代なんです。アウトカムまでいかなあかんとされている時代なんで、成果まで出さなあかんとされている時代なんで、いつまでも税金を使うだけで終わっているというような印象を受けますので、そこは私だけがそう受けているんか分かりませんが、そういうことのないようにぜひお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） おっしゃるとおりでありますので、一定のPRだけではどうにもならないので、成果というのは当然でありますので、成果を出すように努力していきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第59号議案から第67号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4 第68号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第68号議案、宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第68号議案、宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国においては、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進されることを目的にデジタル社会形成基本法が制定され、また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる「骨太の方針2021」においては、官民挙げたデジタル化

の加速が掲げられています。加えて、地域社会におけるデジタル化を推進するための地方財政措置として、令和3年度、4年度の2年間、普通交付税に地域デジタル社会推進費が算定されることとなっております。このような状況から、本市においても、財源をしっかりと確保し、デジタル社会の形成に関する施策を集中的に推進する必要がありますので、普通交付税措置がされる地域デジタル社会推進費を原資として、新たに「デジタル社会推進基金」を設置する条例を制定するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第5 第69号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第69号議案、宍粟市千種市民協働センター条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第69号議案、宍粟市千種市民協働センター条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

千種町域を一つの生活圏として捉え、日常生活に必要な機能を集積した生活圏の拠点を千種市民局周辺エリアと位置づけ、その中心となる拠点施設として、千種市民協働センターの整備を進めております。

当該施設は、市民の教育文化の向上を図るとともに、将来にわたって自主的な市民活動等の促進に資する場として、また、生活圏の利便性やにぎわいを確保するための拠点として、本年12月下旬の供用開始を目指しており、それに伴い条例を制定するものであります。

また、生涯学習事務所の機能を集約するため、関係する条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第69号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託
します。

日程第6 第70号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第70号議案、公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸
与条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第70号議案、公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制
定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

現在、全国的に病院の薬剤師の不足は深刻化しており、公立宍粟総合病院におい
ても、人員確保が困難な状況となっております。

このような状況から、総合病院へ就職を希望する者で修学が困難な学生に対し、
学費の一部を貸与することで、将来にわたって不足が見込まれる薬剤師の安定的な
確保を図りたく、本条例を制定するものであります

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託
します。

日程第7 第71号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第7、第71号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正

についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第71号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、条文中に引用している法律及び省令が改正されたことに伴う文言の整理等に対応するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第71号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第8 第72号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第8、第72号議案、宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第72号議案、宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年4月以降休業しておりました「一宮温泉まほろばの湯」の営業再開にあたり、特例的に営業日及び使用料を定めるため、改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第72号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第9 第73号議案～第75号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第9、第73号議案、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから、第75号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてまでの3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第73号議案から第75号議案の兵庫県市町交通災害共済組合の解散に係る3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本組合につきましては、平成29年度に全構成市町による検討委員会において、令和4年3月31日をもって解散することで合意をしております。

解散に伴い、組合の財産につきましては、構成市町で分配することで調整をしております。

また、解散した場合の事務の承継については、現在の管理者である佐用町が承継し、決算審査についても同様に佐用町にて行うこととなります。

以上のことにつきまして、地方自治法第286条第1項、第288条及び第289条の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第73号議案から第75号議案までの3議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第76号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第10、第76号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第76号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年3月31日をもって過疎地域自立促進特別措置法が失効し、令和3年4月1日より、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、宍粟市全域が同法第2条第1項の規定による過疎地域に指定をされております。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的である「過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする」にのっとり策定するもので、令和3年度から令和7年度の5か年にわたる計画となります。

また、本計画における基本目標及び基本方針は、「第2次宍粟市総合計画」の基本目標及び基本方針と同様に整理し、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、若者の定住促進、子育て環境の充実、雇用の確保、産業の発展などに重点的に取り組み、地域活力の向上につなげることを目指すものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第76号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第11 第77号議案～第85号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第11、第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第85号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第77号議案から第85号議案までの令和2年度宍粟市歳入歳出決算の認定9議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、国や県と連携した感染症対策や新しい生活様式への対応を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る宍粟市対処方針に基づき、市民の「命」と「暮らし」を守るための施策を展開しました。加えて、「住む」、「働く」、「産み育てる」、「まちの魅力」を戦略の柱として、本市の最重要課題である人口減少対策にも堅実に取り組みました。

決算額としましては、一般会計におきまして、歳入決算額300億1,525万7,238円に対して、歳出決算額290億5,334万2,005円で、歳入歳出差引額は、9億6,191万5,233円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,236万7,000円を除いた実質収支額は、8億3,954万8,233円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしまして、市税では、現年課税分において、法人税割の税率が下がったほか、都市計画税の廃止などにより、市税総額では約1億6,000万円の減となりました。

地方譲与税では、森林環境譲与税の増額により、約5,900万円の増となっており、法人事業税交付金では、法人住民税法人税割の減収分の補填措置が創設され、約1,600万円の交付を受けました。

地方消費税交付金では、地方消費税率の引上げなどにより、約1億3,900万円の増となりました。

地方交付税では、普通交付税で算定に用いる単位費用の見直しや、地域社会再生事業費の創設があったものの、合併に伴う優遇措置の段階的縮減の影響により、約900万円の減となりました。

また、寄附金では、ふるさと納税において、前年度より約3,700万円の増となったほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民や事業者への支援を目的とした「支えあいの輪寄附金」で約700万円の寄附を頂きました。

一方、繰入金では、平成30年7月豪雨による災害復旧がおおむね完了したことに伴い、財政調整基金の取崩しが減少したことなどから、約2億6,000万円の減、市債では、昨年度より約5億8,700万円減の約24億8,600万円となりました。

続きまして、歳出決算ですが、翌年度への繰越額を除いた実質の予算額300億8,597万3,000円に対しての執行割合は96.6%で、執行割合では昨年度より約1%増となりました。

まず、新型コロナウイルス感染症対策としまして、国や県と連携し、国の家計への支援として市民一人につき10万円を支給する特別定額給付金の支給や、県との協

調事業として休業要請事業者への経営支援を行いました。さらに、市独自事業として、感染症拡大による社会経済の影響に対する生活支援策とした水道基本料金の軽減、外出抑制による消費の落ち込みを回復し、地域経済を活性化するためのプレミアム商品券の発行、発熱者臨時診療所の設置のほか、重症化防止や集団免疫の獲得に向けたワクチン接種の準備を進めました。

次に、主な施策としまして、総合計画の六つの柱に沿って御説明をいたします。

まず、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりでは、安賀地区の圃場整備が完了を迎え、整備した農地を利活用し、地元住民と都市住民との交流を促したほか、市・商工会・西兵庫信用金庫で構成する「人財力フル活用プラットフォーム推進会議」を事業主体として、オンラインによる企業説明会を開催し、特に高校生に対して地元企業について認識を高める機会を創出しました。さらに、株式会社モンベルと包括連携協定を締結し、専門的な知見から市内のアウトドア・アクティビティの現状調査や今後の方向性について報告を受けるなど、市北部の活性化に向けた一歩を踏み出しました。

次に、快適に暮らせるまちづくりでは、市営中山台団地2号棟の建設が完了したほか、生活を支える社会基盤である道路や橋梁の長寿命化工事の実施や、都市計画道路山田下広瀬線整備工事に着手をしました。また、下水道施設の維持管理コストの低減や長寿命化を図るための下水道施設統合計画を策定しました。

次に、環境にやさしいまちづくりでは、市民が主体的に行う里山林整備を支援することで、地域の活性化と環境保全を推進するとともに、市内の豊富な森林資源を活用する木質バイオマス機器の費用を一部助成することで導入を促進し、地域資源さらには再生可能エネルギーの利活用を推進しました。

次に、安全で安心なまちづくりでは、市内の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定完了に合わせて、災害ハザードマップの地図データを更新するとともに、近年頻発している集中豪雨等の自然災害により、全国的にため池の被災による被害拡大への事例が見受けられることから、危険度が高いため池の耐震化整備を実施するとともに、利用がないため池の廃止に向け計画を策定しました。また、交通事故の防止に向け、交通安全教室の開催や交通安全の啓発活動、高齢運転者免許自主返納促進事業に取り組みました。

次に、子どもが健やかに育つまちづくりでは、波賀子育て支援センターで実施している「おもちゃ図書館事業」に木製玩具を整備することで、子どもと保護者が木と触れ合う機会を創出するほか、全額自己負担であった小児インフルエンザの予防

接種については、生後6か月から18歳までを対象に費用の一部を助成しました。また、児童生徒1人1台の学習用パソコンを整備することで、双方向型の一斉授業や学習状況に応じた個別学習を可能にする環境を整えました。

次に、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりでは、医療の希薄な一宮北部地域に直営診療所を開設するための準備を進めるとともに、新病院の整備については、宍粟市新病院検討委員会からの提言を踏まえ、令和2年10月に基本構想の策定に着手をしました。また、高齢者福祉の基本方針を定めた「宍粟市高齢者福祉計画及び第8期宍粟市介護保険事業計画」のほか、円滑な障がい福祉サービスの提供に向け「第6期宍粟市障害福祉計画」などを策定するとともに、ひきこもり対策として、ひきこもりへの未然対応や個別支援につなげていくための調査を実施しました。

次に、心豊かにいきいきと学べるまちづくりでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くのスポーツイベントが中止となる中、しーたん通信や市ホームページ、しそチャンネルを活用し、ラジオ体操放送や市内のウォーキングコースを紹介するなど、誰でも気軽にできる生涯スポーツ活動を推進しました。

また、コロナ禍で生まれた差別・偏見への防止を目的とするストップコロナ差別の取組としてシトラスリボンプロジェクトを推進しました。

次に、参画と協働のまちづくりでは、地域おこし協力隊や地域再生協働員を積極的に受け入れることにより、地域の活性化と地域力の維持・強化に努めました。さらに、生活圏の拠点づくり事業として、令和2年4月に一宮市民協働センター「いのびあ」を供用開始するとともに、千種圏域では、（仮称）千種市民協働センターの建設工事、さらには、波賀圏域においては、（仮称）波賀市民協働センターの基本設計に着手をしました。

最後に、持続可能な行財政運営の推進では、職員研修においてオンライン研修を用いるなど感染防止対策を講じながら実施することで職員の育成に取り組んだほか、市債の繰上償還による後年度の財政負担軽減や、自主財源確保のため、ふるさと納税の推進や滞納徴収対策の強化を行いました。さらには、AIを活用した会議記録の作成や庶務管理システムの導入など職員の負担軽減に取り組みました。

続きまして、特別会計の決算の概要を御説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費などの給付を行った結果、歳入決算額44億5,788万6,292円に対

して、歳出決算額44億3,335万1,978円となり、歳入歳出差引額、実質収支額共に2,453万4,314円の黒字決算となりました。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、波賀診療所、千種診療所のほか、発熱者臨時診療所に要する経費となっており、地域住民を中心に診療を行う中、医療機器の耐用年数経過に伴う計画的な更新を行いました。その結果、歳入決算額1億9,419万1,510円に対して、歳出決算額1億9,275万1,698円で、翌年度へ繰り越すべき財源93万9,000円を除いた実質収支額は、50万812円の黒字決算となりました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主なものとしており、歳入決算額5億8,989万4,131円に対して、歳出決算額5億7,859万5,532円となり歳入歳出差引額、実質収支額共に、1,129万8,599円の黒字決算となりました。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービスを実施するとともに、高齢者の社会参加・いきがい活動を推進するため、地域住民が主体となって取り組む「高齢者の通いの場づくり」を支援したほか、不足する介護人材を確保するための取組を進めました。その結果、歳入決算額49億564万586円に対して、歳出決算額48億2,469万7,331円となり歳入歳出差引額、実質収支額共に、8,094万3,255円の黒字決算となりました。

次に、訪問看護事業特別会計におきましては、事業収入と一般会計からの繰入金を中心に、主な財源として訪問看護事業を実施しており、令和2年度は、歳入決算額6,597万181円に対して、歳出決算額6,570万4,743円となり歳入歳出差引額、実質収支額共に、26万5,438円の黒字決算となりました。

次に、水道事業特別会計についてですが、独立採算を基本とした経営のもと、より効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、複水源による安定供給のための水源地確保や老朽施設の更新、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、浄水場をはじめ各水道施設の適正維持管理に努める中、当年度の純損失は、9,911万8,552円となりました。

また、建設改良事業につきましては、水道施設の老朽機器の更新を計画的に実施したほか、上水道水源確保事業として、導水管布設工事などを実施しました。資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて11億8,401万3,996円となり、収支としては、5億2,490万279円の不足となっております。この不足する額は、当

年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後につきましては、水道施設の万全の管理により、安全で良質な水道水の安定供給を継続的に実施していくため、地域水道ビジョンや水道事業経営戦略のもと、経営の健全化に向けた一層の努力をしていきたいと考えております。

次に、下水道事業特別会計におきましては、令和2年度から公営企業会計化し、下水道公共水域の水質保全を目的として、施設の長寿命化や適正な維持管理に努めています。

決算の概要につきましては、各下水道施設の適正維持管理に努め、費用に対して収益が少ない部分については、一般会計からの基準外の補助を行った結果、純利益、純損失とも発生しませんでした。

また、建設改良事業においては、雨水の適切な排水と内水氾濫の防止対策として、雨水幹線工事を実施したほか、下水道施設の老朽機器の更新を計画的に実施をしました。資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて18億7,430万885円となり、収支としては、7億1,954万2,135円の不足となっております。この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後につきましては、将来にわたり安定した事業運営に向け、施設の長寿命化や統廃合のほか事業の効率化、経営の健全化に努めていきたいと考えております。

最後に、病院事業特別会計についてであります。地域に不足している医療に積極的に取り組み、地域住民の健康維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを目的として、事業に取り組んでおります。

病院の利用状況は、入院延べ患者数4万6,181人、外来延べ患者数8万8,180人で、前年度と比較すると、入院延べ患者数は5,296人の減、外来延べ患者数は7,828人の減となりました。

収益的収支につきましては、医業収益が3.2%の減となり、医業費用が1.1%の増となりましたが、医業外収益が新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金により前年度を大きく上回ったことで、結果として、純利益は4億9,347万2,057円となりました。

資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備のほか、空調設備工事や感染症に対応するための病室の改修などを実施するとともに、企業債の償還により、1億4,850万7,466円の不足額を生じましたが、これら不足額は、過年度分損益勘定留

保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後につきましては、地域に公平・公正、安全・安心な医療を提供するとともに、公立宍粟総合病院改革プランのもと、経営の健全化を進めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計合わせて9会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、令和2年度末の一般会計の財政調整基金残高は、約28億6,800万円で、令和元年度末と比較して約1億5,200万円の増となっております。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計合わせますと約555億6,200万円で、令和元年度末と比較しますと、約21億4,600万円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただき、決算の認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事の運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

日程第12 請願第1号

○議長（飯田吉則君） 日程第12、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

13番、宮元裕祐議員。

○13番（宮元裕祐君） 13番、宮元裕祐でございます。請願第1号について提案理由の御説明を申し上げます。

請願者は、宍粟市教職員組合執行委員長、栗山尚也氏であります。

請願内容は、中学校、高等学校での35人学級の早期実施とさらなる少人数学級について検討すること、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための2022年度政府予算編成において、国の関係機関への意見書提出を請願するものであります。

請願趣旨について申し上げます。

教職員定数改善につきましては、新学習指導要領の全面実施、加えて新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続く中、子どもたちの教育環境の改善のため、少人数学級の着実な推進を求めるものです。

また、義務教育費制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫しており、自治体間の教育格差が生じることの原因となっています。

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられること、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備という観点から、2022年度政府予算編成において、義務教育費国家負担率2分の1の復元を求めるものです。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

議員各位におかれましては、請願の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げて、提案の理由といたします。よろしくお願いたします。

○議長（飯田吉則君） 宮元裕祐議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第13 請願第2号

○議長（飯田吉則君） 日程第13、請願第2号、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑でございます。請願第2号について提案理由の御説明を申し上げます。

請願者は、9条の会宍粟、代表者薄木正夫氏であります。

請願内容は、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求めるものです。

請願の趣旨について、簡単に御説明を申し上げます。

核兵器禁止条約は、2017年7月、国際総会において賛成多数で採決されました。その後、2020年10月、50カ国の批准を達成し、本年1月22日に発効することになりました。

このように国際世論を動かす大きな原動力となったのは被爆者の訴えです。現存する核兵器、約1万3,000発の破壊力は広島・長崎の原発の数万倍にも及び、核兵器は人類はもとより、環境を破壊し、地球を死の星にする兵器です。被爆者の方が自身の辛い体験を語りながら、核廃絶を求めてきたことや、国民の声に応え、今こそ日本政府は核兵器禁止条約に署名・批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止、廃絶の責務を果たすことを願意とするものです。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願するものです。

ちなみに、宍粟市議会は2017年3月議会におきまして、核兵器廃絶平和都市宣言を議決しております。議員各位におかれましては、請願の趣旨に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月7日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時00分 散会）